

## 8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

### 8.2 悪臭



## 8.2 悪臭

## 8.2.1 現況調査

## (1) 調査事項及びその選択理由

悪臭の現況調査の調査事項とその選択理由は、表 8.2-1に示すとおりである。

なお、清掃一組では既存の江戸川清掃工場における悪臭関連の調査を定期的に行っており（以下「定期測定」という。）、調査内容には、この調査結果も含める。

表 8.2-1 調査事項及びその選択理由：悪臭

調査事項	選択理由
①臭気の状態 (臭気指数、臭気排出強度) ②気象の状態 ③地形及び地物の状態 ④土地利用の状態 ⑤発生源の状態 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺の生活環境への影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

## (2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

## (3) 調査方法

## ア 臭気の状態

江戸川区が現行の悪臭防止法に基づき規制基準を設定している項目は、敷地境界での臭気指数、煙突等気体排出口の臭気排出強度及び排出水の臭気指数である。

## (7) 調査期間

## a 敷地境界

敷地境界での臭気の調査期間は、表 8.2-2に示すとおりである。

表 8.2-2 敷地境界での臭気の状態の調査期間

調査項目	調査期間	備考
臭気指数	平成 28 年 7 月 27 日	—
臭気指数	平成 28 年 8 月 2 日	定期測定

## b 煙突等気体排出口

煙突等気体排出口での臭気の調査期間は、表 8.2-3に示すとおりである。

表 8.2-3 煙突等気体排出口での臭気の状態の調査期間

調査項目		調査期間	備考
排出ガス臭気濃度 乾き排出ガス量	焼却設備 (1号炉)	平成28年8月4日	定期測定
	焼却設備 (2号炉)	平成28年10月26日	定期測定
	脱臭装置	平成28年5月30日	定期測定

## c 排水

排水の臭気の状態の調査期間は、表 8.2-4に示すとおりである。

表 8.2-4 排水の臭気の状態の調査期間

調査項目	調査期間	備考
臭気指数	平成28年8月2日	定期測定

## (1) 調査地点

## a 敷地境界

敷地境界での臭気の状態の調査地点は、表 8.2-5及び図 8.2-1に示すとおり計画地敷地境界の4地点とした。

表 8.2-5 敷地境界での臭気の状態の調査地点

調査地点		備考
①、⑥	敷地境界北側	6は定期測定
②、⑦	敷地境界東側	7は定期測定
③	敷地境界南側	—
④、⑤	敷地境界西側	5は定期測定

## b 煙突等気体排出口

焼却設備排出口での臭気の状態の調査地点は、既存工場の煙突部とした。また、脱臭装置排出口での臭気の状態の調査地点は、既存工場の脱臭装置出口とした。

なお、脱臭装置で脱臭した空気は煙突頂部から排出される (p. 237 図8.2-10参照)。

## c 排水

排水の臭気の状態の調査地点は、污水处理設備の放流槽<sup>注)</sup>とした。放流槽の位置は、資料編 (p. 153参照) に示すとおりである。

注) 放流槽とは、凝集沈殿ろ過方式により処理された汚水を貯留する槽であり、下水放流の直前に位置する。

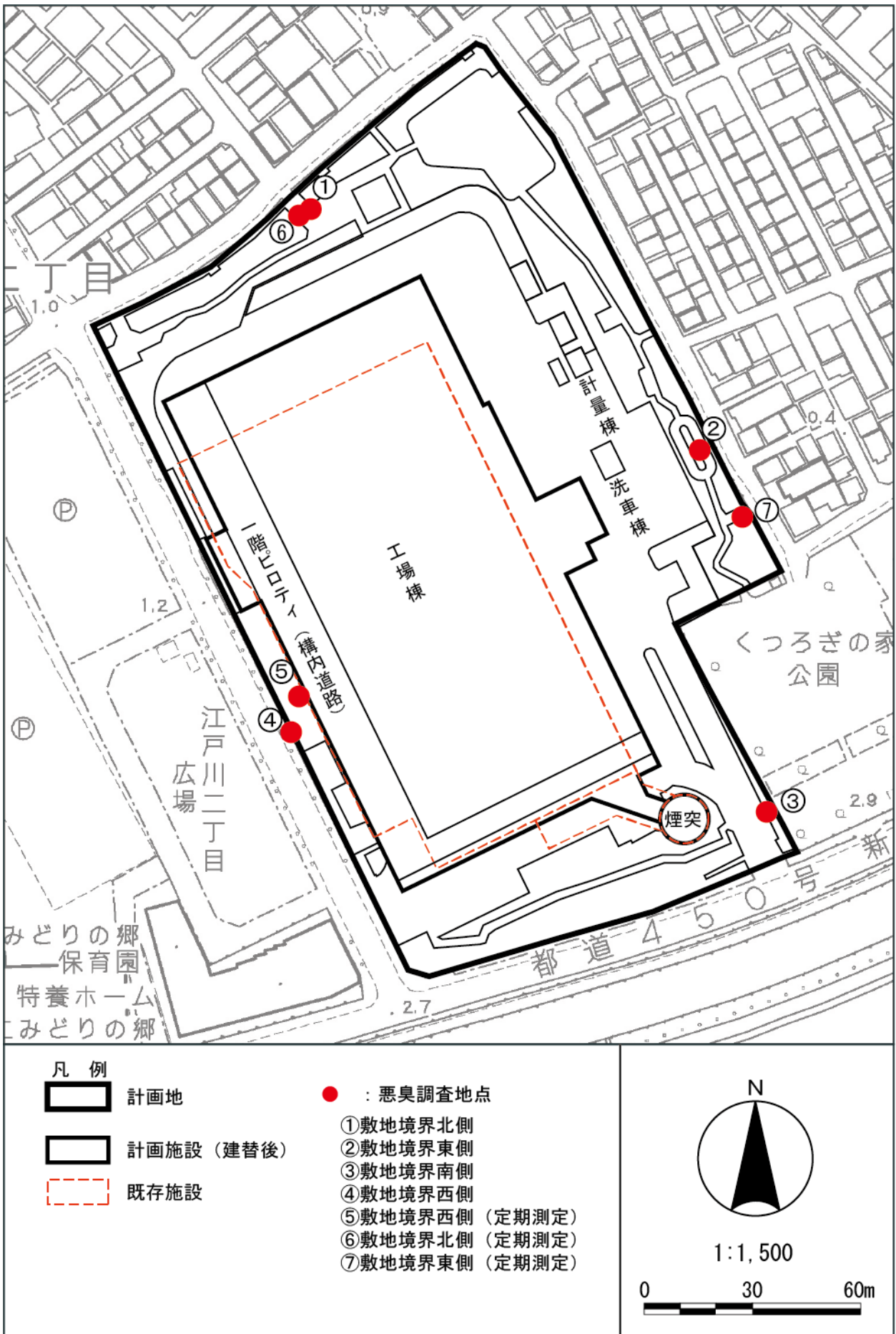


図 8.2-1 悪臭調査地点 (敷地境界)

## (ウ) 測定方法

測定方法は、表 8.2-6に示す方法により実施した。

表 8.2-6 悪臭の測定方法

測定項目	測定方法
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」(平成7年環境庁告示第63号)に準ずる方法
臭気排出強度	

## イ 気象の状況

敷地境界での臭気測定時に簡易風向風速計(ビラム式風向風速計)と簡易温度湿度計(アスマン通風乾湿計)により、各採取場所での気象条件を記録した。

## ウ 地形及び地物の状況

既存資料の整理・解析を行った。

## エ 土地利用の状況

既存資料の整理・解析を行った。

## オ 発生源の状況

既存資料の整理・解析を行った。

## カ 法令による基準等

関係法令の基準等を調査した。

## (4) 調査結果

## ア 臭気の状態

## (7) 敷地境界

敷地境界での臭気の状態の調査結果は、表 8.2-7に示すとおりである。

臭気指数は、全調査日において全地点とも10未満であり、悪臭防止法における敷地境界での規制基準を下回る結果となった。

また、過去5年間の定期測定結果は、資料編（p.154参照）に示すとおりである。いずれの年も悪臭防止法における規制基準を下回っている。

表 8.2-7 臭気指数調査結果（敷地境界）

	調査日	風向	風速 (m/s)	気温 (℃)	湿度 (%)	臭気指数	
						測定結果	規制基準
敷地境界	平成 28 年 7 月 27 日 午前	① 静穏	<1.0	24.6	84	<10	12
		② 静穏	<1.0	24.9	77	<10	
		③ 南南東	2.7	24.8	88	<10	
		④ 静穏	<1.0	24.7	81	<10	
	平成 28 年 8 月 2 日 午前	⑤ 静穏	<1.0	31.0	65	<10	
		⑥ 静穏	<1.0	30.4	68	<10	
		⑦ 静穏	<1.0	30.4	68	<10	

注1) 現地調査の風向の静穏は風速 1.0m/s 以下を示す。

注2) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第1号規制基準を示し、第二種区域における敷地境界線での値である。

## (4) 煙突等気体排出口

## a 焼却設備

煙突等気体排出口（焼却設備）の臭気の状態の調査結果は、表 8.2-8に示すとおりである。

排出ガス臭気濃度と乾き排出ガス量から算定した臭気排出強度は、1号炉で $6.8 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ 、2号炉で $7.5 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ であり、悪臭防止法における煙突等気体排出口での規制基準を下回る結果となった。

また、過去5年間の定期測定結果は、資料編（p.155参照）に示すとおりである。いずれの年も悪臭防止法における規制基準を下回っている。

表 8.2-8 臭気排出強度調査結果（煙突等気体排出口：焼却設備）

調査項目	調査日	排出ガス 臭気濃度 (倍)	乾き排出 ガス流量 ( $\text{m}^3 \text{ N/min}$ )	臭気排出強度 ( $\text{m}^3 \text{ N/min}$ )		
				測定結果	規制基準	
焼却設備	1号炉	平成 28 年 8 月 4 日	830	818	$6.8 \times 10^5$	$1.8 \times 10^8$
	2号炉	平成 28 年 10 月 26 日	830	895	$7.5 \times 10^5$	$1.9 \times 10^8$

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第2号規制基準を示し、第二種区域における煙突等気体排出口での値である。

基準算出の設定条件は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により、以下のとおりとした。

排出口高さ：150m、排出口口径：1.4m、排出口から敷地境界までの最短距離：6.4m、

周辺最大建物高さ：28.0m、周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：4.0m、

目標臭気指数：12

## b 脱臭装置

煙突等気体排出口（脱臭装置）の臭気の状態の調査結果は、表 8.2-9に示すとおりである。

排出ガス臭気濃度と乾き排出ガス量から算定した臭気排出強度は、脱臭装置出口で  $6.7 \times 10^4 \text{m}^3/\text{min}$  であり、悪臭防止法における煙突等気体排出口での規制基準を下回る結果となった。

また、過去5年間の定期測定結果は、資料編（p.156参照）に示すとおりである。いずれの年も悪臭防止法における規制基準を下回っている。

表 8.2-9 臭気排出強度調査結果（煙突等気体排出口：脱臭装置）

調査項目	調査日	排出ガス臭気濃度 (倍)	乾き排出ガス流量 ( $\text{m}^3/\text{min}$ )	臭気排出強度( $\text{m}^3/\text{min}$ )	
				測定結果	規制基準
脱臭装置 (出口)	平成28年5月30日	79	852	$6.7 \times 10^4$	$3.5 \times 10^7$

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第2号規制基準を示し、第二種区域における煙突等気体排出口での値である。

基準算出の設定条件は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により、以下のとおりとした。

排出口高さ：150m、排出口口径：1.4m、排出口から敷地境界までの最短距離：6.4m、  
周辺最大建物高さ：28.0m、周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：4.0m、  
目標臭気指数：12

## (ウ) 排水

排水の臭気の状態の調査結果は、表 8.2-10に示すとおりである。

臭気指数は11で、悪臭防止法における排水の規制基準を下回る結果となった。

また、過去5年間の定期測定結果は、資料編（p.156参照）に示すとおりである。いずれの年も悪臭防止法における規制基準値以下となっている。

表 8.2-10 臭気指数調査結果（排水）

調査項目	調査日	採水温度 ( $^{\circ}\text{C}$ )	流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	臭気指数	
				測定結果	規制基準
排水	平成28年8月2日	32.4	0.0041	11	28

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第3号規制基準を示し、第二種区域における排水の値である。

## イ 気象の状況

敷地境界での測定時の気象状況は、表 8.2-7に示すとおりである。

## ウ 地形及び地物の状況

計画地は、東京低地の旧江戸川沿いに位置しており、地盤標高はA.P. 2.5mを有している。計画地周辺は、全般に住宅地が主体となっており、計画地の南側には都道の新荒川葛西堤防線がある。

## エ 土地利用の状況

計画地周辺の土地利用は、「7.3（参考）地域の概況」の「7.3.1一般項目（4）土地



利用「土地利用現況」(p.77～p.80参照)に示したとおり、住宅用地が最も多く、次いで交通、河川等、公共用地が見られる。

#### オ 発生源の状況

計画地には現在、清掃工場があり、悪臭の発生源は、表 8.2-11のとおりである。  
なお、計画地周辺は、一般的に悪臭発生源とされる工場等が少ない地域である。

表 8.2-11 悪臭の発生源

発生源		内容	規制場所の区分
建物	プラットホーム	ごみ搬入時の臭気	敷地境界
	ごみバンカ	ごみ貯留時の臭気	
	汚水処理設備	放流水からの臭気	排出水
煙突	焼却設備	ごみ焼却排ガスによる臭気	煙突等気体排出口
	脱臭装置	脱臭装置の排気による臭気	
その他	ごみ収集車両	搬入車両による臭気	敷地境界

なお、江戸川清掃工場に直接問合せのあった悪臭に関する苦情は、直近の過去5年間(平成24～28年度)に3件あったが、いずれも江戸川清掃工場が原因によるものではなかった。

#### カ 法令による基準等

##### (7) 悪臭防止法による規制基準

悪臭防止法に定める悪臭の規制について、江戸川区における適用地域、規制対象、適用範囲及び規制基準は、表 8.2-12及び表 8.2-13に示すとおりである。

なお、計画地は、都市計画法の用途地域において準工業地域に指定されており、悪臭防止法の規制基準では第二種区域に該当する。

表 8.2-12 悪臭防止法に定める悪臭の規制

事 項	内 容
適用地域	江戸川区全域
規制対象	工場その他の事業場（事業活動を営むもの全て）
適用範囲	その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるとき（周辺住民からの苦情が発生しているとき）
規制基準	都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域を次のように区分し表8.2-13に掲げる規制基準を適用する。 ア 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 無指定地域（第二種区域、第三種区域に該当する区域を除く） イ 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、 <u>準工業地域</u> 、これらの地域に接する地先及び水面 ウ 第三種区域 工業地域、これらの地域に接する地先及び水面

(悪臭防止法第4条、平成15年江戸川区告示第137号)

注) 下線部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.2-13 悪臭防止法に定める悪臭の規制基準

規制場所 の区分  区域 の区分	敷地 境界線	煙突等気体排出口					排水水
		排出口の実高さ15m未満			排出口の実高さ15m以上		
		排出口の 口径が 0.6m未満	排出口の 口径が 0.6m以上 0.9m未満	排出口の 口径が 0.9m以上	排出口の 実高さが 周辺最大 建物高さ の2.5倍 未満	排出口の 実高さが 周辺最大 建物高さ の2.5倍 以上	
第一種 区 域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$qt = 275 \times H_0^2$	$qt = 357 / F_{max}$	臭気指数 26
<u>第二種</u> <u>区 域</u>	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$qt = 436 \times H_0^2$	$qt = 566 / F_{max}$	臭気指数 28
第三種 区 域	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$qt = 549 \times H_0^2$	$qt = 712 / F_{max}$	臭気指数 29

(悪臭防止法第4条、平成15年江戸川区告示第137号)

(備考)

- 臭気指数とは、臭気濃度（臭気のある空気を臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいい、三点比較式臭袋法により求める。）の常用対数値に10を乗じた数値（臭気指数=10×log 臭気濃度）。
- qtは、排出ガスの臭気排出強度（単位 m<sup>3</sup>N/min）を表す。  
 $qt = \text{臭気濃度} \times \text{乾き排出ガス量 (m}^3\text{N/min)}$
- H<sub>0</sub>は、排出口の実高さ（単位 m）を表す。
- F<sub>max</sub>は、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値（単位 s/m<sup>3</sup>N）で、悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する方法により算出された値を示す。
- 周辺最大建物は、対象となる事業場の敷地内で排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。
- 排出口の口径は排出口の開口部の口径を表す。排出口の形状が円形以外の場合の口径は、その断面積と等しい円形の直径とする。

注) 下線・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

## (4) 東京都環境確保条例による規制基準

東京都環境確保条例に定める悪臭の規制について、適用地域、規制対象、適用範囲及び規制基準は、表 8.2-14に示すとおりである。

表 8.2-14 東京都環境確保条例に定める悪臭の規制

事 項	内 容
適用地域	東京都全域（特別区及び島しょを含む）
規制対象	工場・指定作業場
適用範囲	工場の設置許可・変更許可及び指定作業の設置届・変更届の際の審査時 （ただし、島しょ地域については、苦情が発生している場合にも適用）
規制基準	悪臭防止法と同じ

（条例第 68 条、同別表第 7.7）

## 8.2.2 予 測

## (1) 予測事項

予測事項は、工事の完了後において、以下に示す項目とした。

- ・敷地境界の臭気指数
- ・煙突等気体排出口の臭気排出強度
- ・排出水の臭気指数

## (2) 予測の対象時点

工事完了後の施設の稼働が、通常の状態に達した時点とした。

## (3) 予測地域

予測地域は、調査地域と同じく、計画地及びその周辺とした。

## (4) 予測方法

## ア 予測方法

悪臭の影響を予測する方法としては、目黒清掃工場を類似事例として参照する方法とした。

目黒清掃工場の処理能力及び各設備の悪臭防止対策は計画施設と同等であることから、計画施設での煙突等気体排出口の臭気排出強度及び排出水の臭気指数は目黒清掃工場と同等であると予測した。

また上記の理由に加え、敷地面積及び悪臭発生源の配置についても同等であることから、敷地境界の臭気指数について同等であると予測した。

目黒清掃工場と江戸川清掃工場との規模等の比較は表 8.2-15に示すとおりであり、平成28年度に目黒清掃工場で実施した悪臭調査結果の詳細は、資料編(p.157参照)に示すとおりである。

表 8.2-15 目黒清掃工場と江戸川清掃工場との規模等の比較

予測事項	比較項目	目黒清掃工場	江戸川清掃工場 (建替え後及び建替え前)
共通	処理能力	600 t/日	
	各設備の悪臭防止対策	イ予測条件に示すとおり	
敷地境界	敷地面積	約 29,000m <sup>2</sup>	約 28,000m <sup>2</sup>
	悪臭発生源の配置	工場棟(プラットホーム及びごみバンカ含む)を囲うようにごみ収集車両が走行する構内道路が配置されている。	

資料)「ごみれば 23 2017 循環型社会の形成に向けて」(平成 28 年 12 月、清掃一組)

## イ 予測条件

各設備に以下に述べる悪臭防止対策を講ずることを前提条件とする。

なお、これらの対策は、目黒清掃工場を含む清掃一組の既存清掃工場において実施しているものである。

## (7) 敷地境界

## a 全般

工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。

## b プラットホーム【ごみ搬入時の臭気】

プラットホーム出入口には自動扉及びエアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する（図 8.2-2、図 8.2-3及び図 8.2-4）。

工場退出時には、適宜洗車装置を用いてごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水を除去する（図 8.2-8）。また、構内道路は適宜洗浄を行う（図 8.2-9）。

## c ごみバンカ【ごみ貯留時の臭気】

ごみバンカのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する（図 8.2-5）。

焼却炉の稼働時には、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、臭気物質を800℃以上の高温で熱分解するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。

定期補修工事中などの焼却炉停止時には、ごみバンカ内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする（図 8.2-6）。

## d ごみ収集車両【搬入車両による臭気】

ごみ収集車両は、汚水が漏れない密閉構造である（図 8.2-7）。

## (4) 煙突等気体排出口

## a 焼却設備【ごみ焼却排ガスによる臭気】

焼却炉内へ投入するごみの臭気及びごみバンカ内から焼却炉へ吸引した空気の臭気は、焼却により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る（図 8.2-10）。

## b 脱臭装置【脱臭装置の排気による臭気】

焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンカ室の気積に見合ったものとする事により、脱臭能力を確保する（図 8.2-6、図 8.2-10）。

## (5) 排水

## a 汚水処理設備【放流水からの臭気】

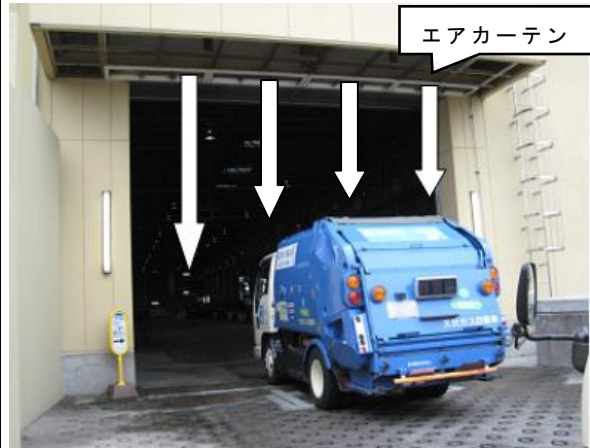
計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿ろ過処理を行い、公共下水道へ排出する。

また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道へ排出する。



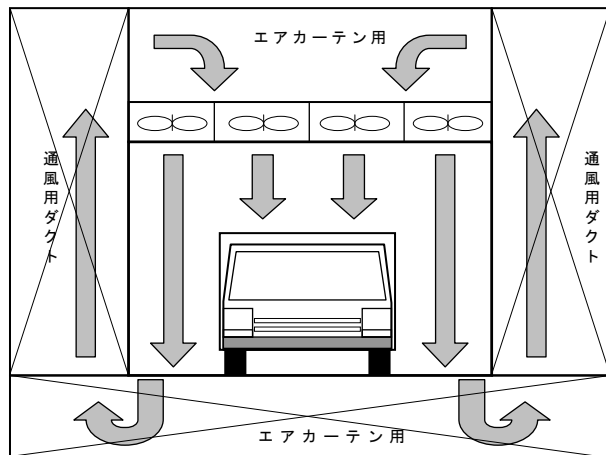
注) プラットホーム出入口の自動扉は、車両の接近等をセンサーにより感知し、車両の通過時のみ開く。

図 8.2-2 プラットホーム入口（自動扉）



注) プラットホーム入口で、頂部スリットから下方に空気を吹き出させ、遮断効果により臭気の漏れを防ぐ。

図8.2-3 プラットホーム入口（エアカーテン）



注) エアカーテンからの空気は、ピット、ダクトを通して循環させる。これにより、臭気の外部への漏れを防ぐ。

図 8.2-4 エアカーテン概要図

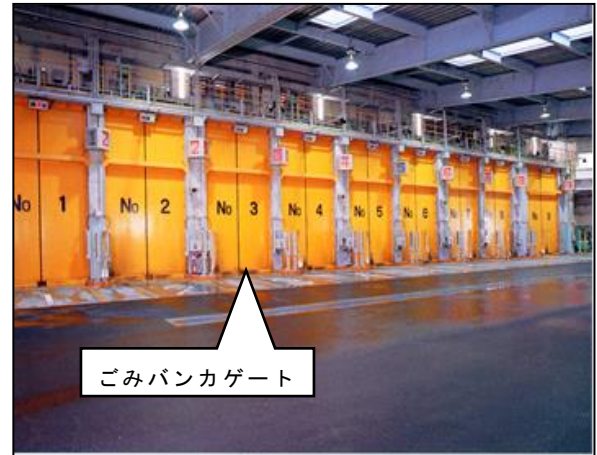
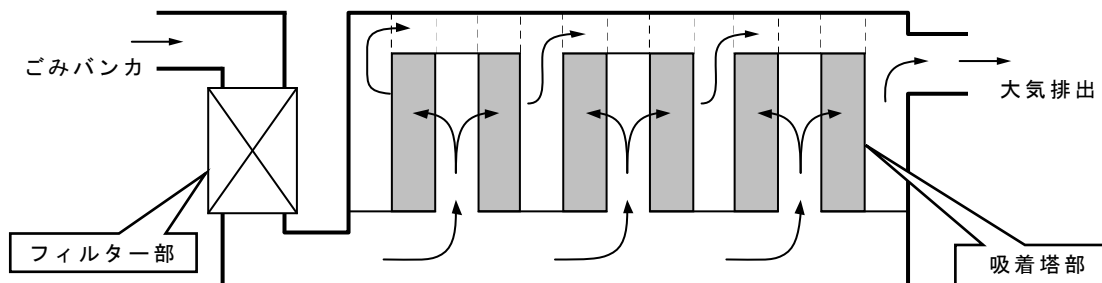


図 8.2-5 ごみバンのゲート



注) 排出ガスは、矢印で示すようにフィルター部を通して、活性炭の充填された吸着塔で処理される。

図 8.2-6 脱臭装置

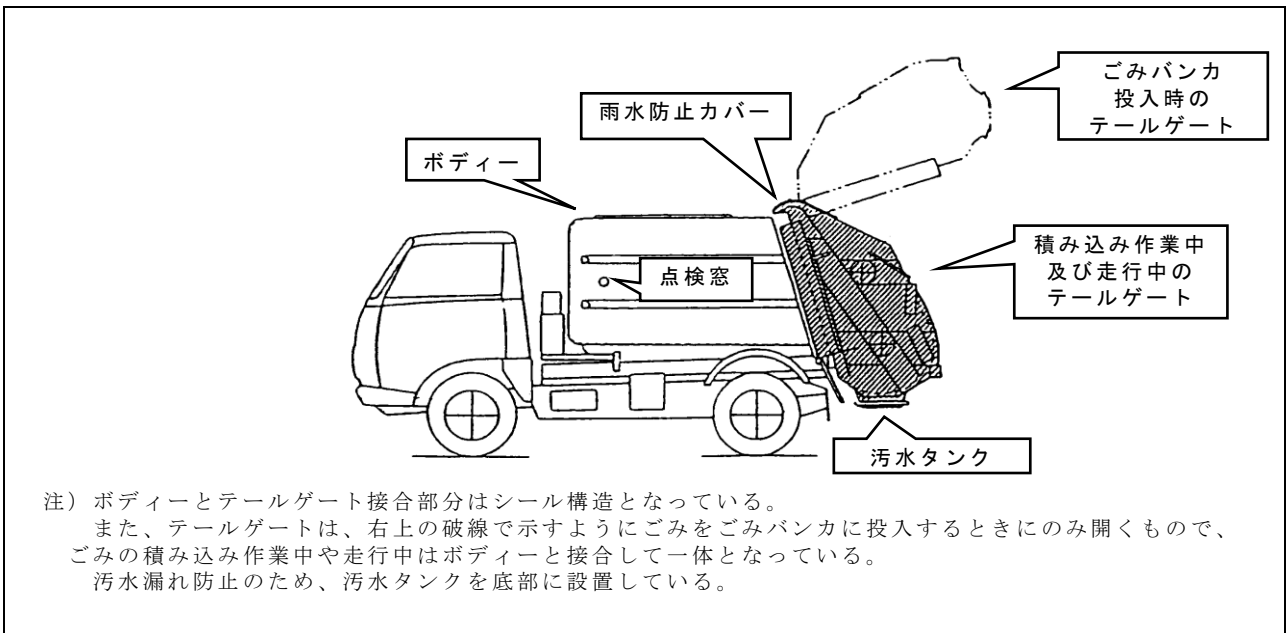


図 8.2-7 ごみ収集車両側面図



図 8.2-8 洗車装置



図8.2-9 道路の洗浄作業

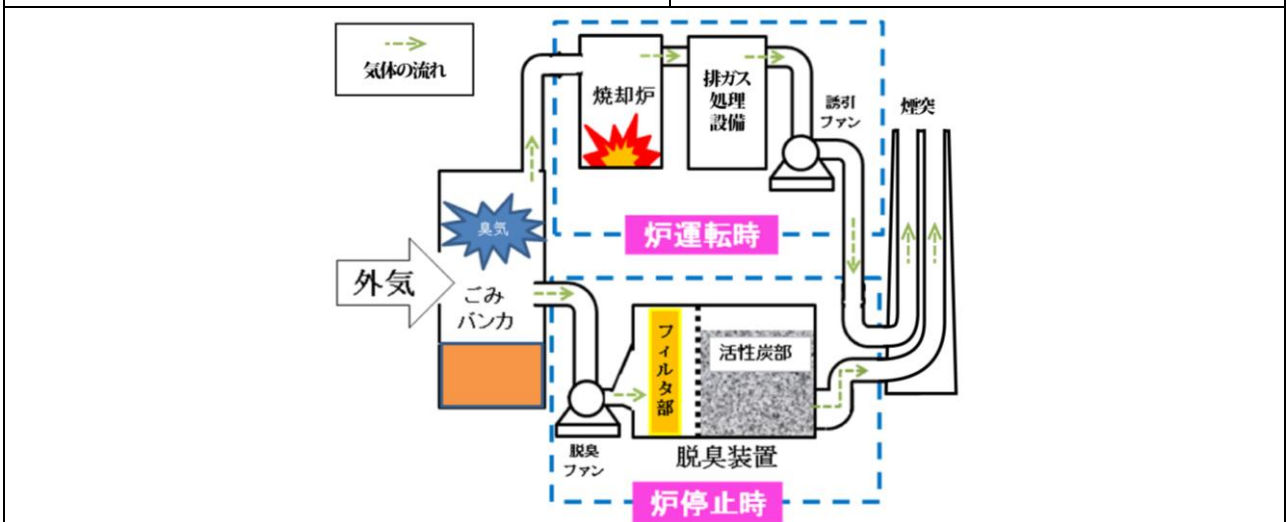


図 8.2-10 既存施設のごみバンカ悪臭防止措置の概要

## (5) 予測結果

## (7) 敷地境界

目黒清掃工場における敷地境界の悪臭調査地点は図 8.2-11に、悪臭調査結果は表 8.2-16に示すとおりである。全ての調査地点での臭気指数は10未満であり、悪臭防止法における規制基準を下回る結果となった。

目黒清掃工場の調査日前後の搬入台数及び搬入量は、表 8.2-17に示すとおりである。臭気調査日の搬入台数及び搬入量は、通常時と同程度であった。

計画施設の悪臭発生源では「イ 予測条件」に示す悪臭防止対策を講ずることから、外部に臭気が漏れるのを防止することから、計画施設の稼働時における敷地境界での臭気指数は、表 8.2-16に示した目黒清掃工場の稼働時における敷地境界での臭気指数と同様に10未満であると予測した。

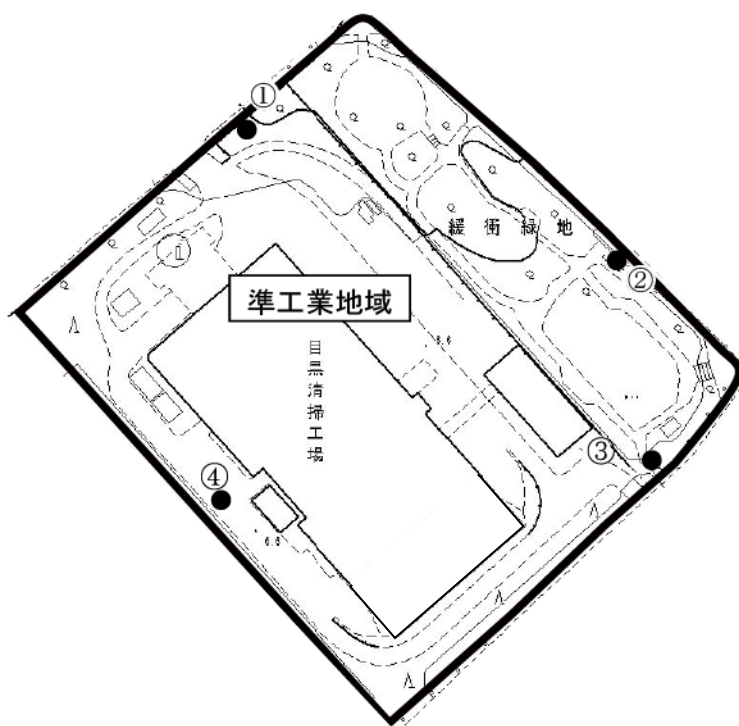


図 8.2-11 敷地境界調査地点(目黒清掃工場)



表 8.2-16 臭気指数調査結果（敷地境界）：目黒清掃工場

調査日	調査地点	風向	風速 (m/s)	気温 (°C)	湿度 (%)	臭気指数	
						測定結果	規制基準
平成 28 年 8 月 18 日 (木) 午後 (14:55～15:15 採取) 天候：曇	①	静穏	<0.5	28.8	83	<10	12
	②	静穏	<0.5	28.8	82	<10	
	③	静穏	<0.5	28.0	88	<10	
	④	静穏	<0.5	27.8	91	<10	

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第 1 号規制基準を示し、第二種区域における敷地境界線での値である。

表 8.2-17 調査日前後の搬入台数及び搬入量：目黒清掃工場

日付	平成 28 年					
	8 月 11 日 (木)	8 月 12 日 (金)	8 月 13 日 (土)	8 月 15 日 (月)	8 月 16 日 (火)	8 月 17 日 (水)
搬入台数 (台)	333	223	176	628	518	447
搬入量 (t)	261	172	143	666	505	460
日付	平成 28 年					
	8 月 18 日 (木)	8 月 19 日 (金)	8 月 20 日 (土)	8 月 22 日 (月)	8 月 23 日 (火)	8 月 24 日 (水)
搬入台数 (台)	506	413	350	500	502	434
搬入量 (t)	486	390	363	639	519	474

注) 網掛部については、臭気の調査日を示す。

## (イ) 煙突等気体排出口

目黒清掃工場における煙突等気体排出口での悪臭調査結果は、表 8.2-18に示すとおりである。調査地点は、煙突部及び脱臭装置出口である。臭気排出強度は、焼却設備の排ガスでは、1号炉は $5.1 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ 、2号炉は $5.3 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ 、脱臭装置からの排気は $1.5 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ であり、ともに規制基準を下回っている。

したがって、計画施設の稼働時における煙突等気体排出口での臭気排出強度を表 8.2-18に示した目黒清掃工場の稼働時における煙突等気体排出口での臭気排出強度であると予測した。

なお、炉別調査結果の高い方の値を予測値とした。

表 8.2-18 臭気排出強度調査結果（煙突等気体排出口）：目黒清掃工場

調査項目	調査日	排出ガス臭気濃度 (倍)	乾き排出ガス量 ( $\text{m}^3 \text{ N/min}$ )	臭気排出強度 ( $\text{m}^3 \text{ N/min}$ )		
				測定結果	規制基準	
焼却設備	1号炉	平成 28 年 9 月 16 日(金)	660	762	$5.1 \times 10^5$	$1.7 \times 10^8$
	2号炉	平成 28 年 5 月 26 日(木)	570	932	$5.3 \times 10^5$	$2.0 \times 10^8$
脱臭装置（出口）	平成 28 年 7 月 11 日(月)	130	1188	$1.5 \times 10^5$	$3.6 \times 10^7$	

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第 2 号規制基準を示し、第二種区域における煙突等気体排出口での値である。  
基準算出の設定条件は、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により、以下のとおりとした。

## 【焼却設備】

排出口高さ：150m、排出口口径：1.3m、排出口から敷地境界までの最短距離：20m、  
周辺最大建物高さ：27.6m、周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：27.6m  
目標臭気指数：12

## 【脱臭装置】

排出口高さ：150m、排出口口径：1.88m、排出口から敷地境界までの最短距離：20m、  
周辺最大建物高さ：27.6m、周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：27.6m  
目標臭気指数：12

## (ウ) 排水

目黒清掃工場における排水の悪臭調査結果は、表 8.2-19に示すとおりである。調査地点は、汚水処理設備の放流槽であり、臭気指数は13であり、悪臭防止法における規制基準を下回る結果となった。

したがって、計画施設の稼働時における排水の臭気指数を表 8.2-19に示した目黒清掃工場の稼働時における排水の臭気指数と同様に13であると予測した。

また、計画施設からの排水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。

表 8.2-19 臭気指数調査結果（排水）：目黒清掃工場

調査日	採水温度 (℃)	流量 (m <sup>3</sup> /s)	臭気指数	
			測定結果	規制基準
平成 28 年 8 月 18 日(木)	32.0	0.0022	13	28

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第 3 号規制基準を示し、第二種区域における排水の値である。

### 8.2.3 環境保全のための措置

#### (1) 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。
- ・プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する。
- ・ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。
- ・焼却炉の稼働時には、ごみバンク内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・ごみバンク内の臭気は焼却炉へ送り込まれ、焼却により臭気物質を 800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。
- ・定期補修工事中など焼却炉停止時には、ごみバンク内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンク室の気積に見合ったものとするることにより、脱臭能力を確保する。
- ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で適宜洗車する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。
- ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理を行い、公共下水道へ排出する。また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道へ排出する。

## 8.2.4 評価

## (1) 評価の指標

評価の指標は、工事の完了後において、「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める以下に示す指標とした。

- ・敷地境界の臭気指数規制基準
- ・煙突等気体排出口の臭気排出強度規制基準
- ・排出水の臭気指数規制基準

## (2) 評価の結果

## ア 敷地境界

計画施設の稼働時における敷地境界の評価結果は表 8.2-20に示すとおりである。

予測結果は、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（臭気指数12）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 8.2-20 敷地境界の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
計画地敷地境界	<10	12

注1) 予測結果は、目黒清掃工場の稼働時における敷地境界での臭気指数を示す。

注2) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第1号規制基準を示し、第二種区域における敷地境界線での値である。

## イ 煙突等気体排出口

計画施設の稼働時における煙突等気体排出口の評価結果は表 8.2-21に示すとおりである。

臭気排出強度の予測結果は、焼却設備が $5.3 \times 10^5 \text{m}^3/\text{min}$ 、脱臭装置（出口）が $1.5 \times 10^5 \text{m}^3/\text{min}$ であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（焼却設備 $2.6 \times 10^8 \text{m}^3/\text{min}$ 、脱臭装置（出口） $4.1 \times 10^7 \text{m}^3/\text{min}$ ）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 8.2-21 煙突等気体排出口の評価結果

評価対象	臭気排出強度 (m <sup>3</sup> N/min)	
	予測結果	規制基準
焼却設備	5.3×10 <sup>5</sup>	2.6×10 <sup>8</sup>
脱臭装置 (出口)	1.5×10 <sup>5</sup>	4.1×10 <sup>7</sup>

注1) 予測結果は、目黒清掃工場の稼働時における煙突等気体排出口での臭気排出強度を示す。  
 なお、焼却設備については炉別調査結果の高い方の値を用いた。

注2) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第2号規制基準を示し、第二種区域における煙突等気体排出口での値である。

なお、基準算出の設定条件は計画施設の諸条件とし、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により、以下のとおりとした。

【焼却設備】

排出口高さ：150m、排出口口径：1.6m、目標臭気指数：12

排出口から敷地境界までの最短距離：6.4m

周辺最大建物高さ：28.0m

周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：4.0m

排出ガス流量 (湿り)：1710m<sup>3</sup>N/min、排出ガス水分量：20%、排出ガス温度：190℃

【脱臭装置】

排出口高さ：150m、排出口口径：1.2m、目標臭気指数：12

排出口から敷地境界までの最短距離：6.4m

周辺最大建物高さ：28.0m

周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：4.0m

排出ガス流量 (湿り)：1070m<sup>3</sup>N/min、排出ガス水分量：1.4%、排出ガス温度：22℃

## ウ 排水

計画施設の稼働時における排水の評価結果は表 8.2-22に示すとおりである。

予測結果は臭気指数13であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準 (臭気指数28) を下回る。

なお、計画施設からの排水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。

したがって、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 8.2-22 排水の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
排水	13	28

注1) 予測結果は、目黒清掃工場の稼働時における排水の臭気指数を示す。

注2) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第3号規制基準を示し、計画施設が該当する第二種区域における排水の値である。